

各課からのお知らせ

年末年始のごみ・尿の収集

ごみと資源の収集は、「収集日カレンダー」のとおり行います。確認のうえ、指定のごみステーションに出してください。

尿の収集

し尿・浄化槽汚泥の収集は、区域割で許可業者が行います。お住まいの地区の許可業者に収集を依頼してください。

栃木地域

▽(有) 栃木衛生実行社 ☎(22) 0661

▽(有) 栃木興業 ☎(22) 1274

▽(有) 栃北興業 ☎(27) 5336

▽(有) 大環舎 ☎(43) 5555

▽(有) フジオカクリンワークス ☎(62) 2537

▽(有) 城南興業 ☎(22) 0283

▽(有) 栃北興業 ☎(27) 5336

▽(有) 岩舟衛生社 ☎(55) 3564

▽(有) フジオカクリンワークス ☎(62) 2537

クリーンプラザごみ搬入の受入れ

とちぎクリーンプラザのごみの受け入れは、次のとおり行います。

12月 26日(土) 通常どおり(8時30分〜16時30分)

27日(日) 受け入れしません

29日(火) 通常どおり(8時30分〜16時30分)
30日(水) 通常どおり(8時30分〜16時30分)
31日(木) 午前中のみ受け入れ(8時30分〜12時)
平成28年1月 1日(金)〜3日(日) 受け入れしません。
4日(月) 通常どおり(8時30分〜16時30分)
◆問合せ 本環境課 ☎(21) 2143
とちぎクリーンプラザ ☎(31) 2446

年末年始の斎場業務

12月31日(木)まで業務を行い、平成28年1月1日(金)・2日(土)は休みとなります。

問合せ

本環境課 ☎(21) 2143

年末の交通安全運動は12月11日(金)〜31日(木)

「マナーアップ!あなたが主役です」をスローガンに交通安全意識の浸透を図り、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動を実施します。

問合せ

本交通安全課 ☎(21) 2151

年末・年始の火の用心

寒さも一段と厳しくなり、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節となってきました。年末・年始を迎えるにあたり何かとせわしくなり、その結果、火の取扱いもおろそかになり火災が起こりやすくなります。

昨年度は年末年始で21件



有限会社ル・フロール (一社) 栃木青年会議所所属 まちづくり浪漫委員会 副委員長

大塚健太郎さん

Q 栃木青年会議所はどんな活動をしていますか?

A 市内の各団体のお手伝いやボランティア活動をしています。今日も市で毎年開催されている「うすま冬ほたるキラフェス」の準備をしてきました。

Q 栃木青年会議所の活動に参加しようとしたきっかけは?

A 県外の大学に通い、卒業後も10年ほど家業の花屋とは全く違う企業に勤めていましたが、2011年の東日本大震災をきっかけに、生まれ育った市のことを考えるようになり、次第に故郷のために何かできることは無いかという思いが強くなってきました。花屋を継ぐ決心をし戻った時、知り合いに声をかけていただき、入会することになりました。小さいころボーイスカウトをやっていたこともあり、そういった活動に抵抗は無く、すんなり入っていました。

Q ギネス世界記録を達成した「とち介モザイクアート」を行うことになったきっかけを教えてください。

A 9月7日に、「とちぎフォーラム」での企画として、子供と大人に挑戦する気持ちをもう一度持って欲しい。市がもっとまとまって欲しいという思いから、この「とち介モザイクアート」は生まれました。ギネス達成後、市役所に「とち介モザイクアート」を展示していますが、9月の水害後に『とち介のアートを見て心が和んだ』という声が届き、企画して良かったと思います。

Q あなたが感じる市の魅力を教えてください。

A 私は前職が旅行業で、その際、世界各国様々な土地に行きました。その中で、栃木の空が一番綺麗だと思います。栃木の吸い込まれるような、奥行きがある広く深い空は、他とは全然違うなと思うし、一番綺麗だと純粋に思います。

Q 今後どのような活動をしていきたいですか?

A 栃木青年会議所の来年度のテーマは『子供とスポーツ』なので、その辺りも含め、市民の皆さんと協力して活動していきたいと思っています。



ギネス世界記録を達成した「とち介モザイクアート」

住宅用火災警報器を設置しましょう。



この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年初めて

年末調整・確定申告まで大切に保管を 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年初めて

12月4日(金)〜10日(木)は人権週間

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では人権デーを最終日

「人権特設相談」のお知らせ

人権週間の期間中、市では各地域に特設相談所を設け、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が対応します。予約は不要です。どうぞお気軽に相談ください。

12月4日(金) 10時〜12時

12月4日(金) 10時〜12時

12月4日(金) 10時〜12時

12月4日(金) 10時〜12時

12月4日(金) 10時〜12時

とすの1週間(12月4日〜10日)を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。本市でも、街頭啓発や特設相談、講演会などを通じて、人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう重点的に活動しています。

◆問合せ 本 人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161

◆日時 12月10日(木) 14時〜16時

◆場所 安足健康福祉センター(足利市真砂町)

◆対象 主に身体障がい(肢体不自由)のある方

◆定員 若干名(先着順)

◆参加費 無料

75歳の誕生日を迎える方へ 後期高齢者医療制度のご案内

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度に移ります。75歳の誕生日前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。保険料の通知は誕生月の翌月以降に郵送します。

◆問合せ 本 保険医療課 ☎(21) 2137

◆日時 12月30日(月)まで

◆対象 75歳の誕生日を迎える方

◆参加費 無料

◆参加費 無料

◆申込 11月30日(月)までに問合せへ

◆問合せ 本 社会福祉課 ☎(21) 2203

大 健康福祉課 ☎(43) 9202

藤 健康福祉課 ☎(62) 0904

都 健康福祉課 ☎(29) 1103

西 健康福祉課 ☎(92) 0309

岩 健康福祉課 ☎(55) 7759